

令和5年度 第2回豊中市公共施設等有効活用委員会

次第

日 時：令和5年（2023年）9月6日（水）18時～19時30分

開催方法：対面

傍聴場所：市役所第二庁舎 4階

< 案 件 >

1. 南部地域の学校跡地利活用について
2. 豊中市公共施設等総合管理計画の進捗状況について

< 資 料 >

- ・資料1 豊中市公共施設等有効活用委員会規則
- ・資料2 豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂について（答申案）
- ・資料3 豊中市公共施設等総合管理計画の進捗状況

豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

1. 豊中市公共施設等有効活用委員会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、2年の範囲内において別に定めることができる。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、財務部資産管理課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月3日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第62号）

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。

- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日規則第56号）

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

豊中市南部地域の学校跡地に関する
個別活用計画の改訂について

(答申案)

令和5年(2023年)9月

豊中市公共施設等有効活用委員会

目次

I. 答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

II. 豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂への意見・・・・・・2

III. 審議経過・審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

<参考資料>

○豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画

I. 答申にあたって

豊中市では、南部地域における諸課題を解消するため、庄内地域における「魅力ある学校づくり」や庄内コラボセンターの開設など南部地域活性化構想の推進が図られています。

豊中市公共施設等有効活用委員会においては、令和5年（2023年）7月に豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂について諮問を受け、主に島田小学校跡地の利活用に関して、南部地域の特性や多様な資源を活かし、地域活性化に繋がるよう留意しながら、地域コミュニティの核となる学校跡地のあり方について審議を行ってまいりました。

豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂にあたっては、当委員会の意見を十分に踏まえて検討していただくことをお願いするものであります。

令和5年（2023年）9月 日
豊中市公共施設等有効活用委員会
委員長 木多 道宏

Ⅱ. 豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂への意見

主な改訂箇所である島田小学校跡地の利活用について、産業振興施設と不登校特例校との掛け合わせにより新たな魅力の創出へ繋がるか、まちの活性化に資する内容となっているか等の視点で審議し、以下のとおり取りまとめましたので、意見として申し述べます。

◆5.1 学校再編のスケジュール(P14)

1	不登校特例校の開校時期が令和9年度の予定となっているが、可能な限り開校時期を早められるよう調整されたい。
---	--

◆5.2 各学校跡地について 5.2.1 島田小学校(P15)

1	民間事業者の誘致について、収益性を鑑みると参画できる事業者は少ない。公募に際しては、資力がある大手事業者や不登校特例校との密な連携を期待できる事業者等の誘致も含め、実効性のある公募を検討する必要がある。
2	まちの4要素は学校跡地の利活用の柱として重要であり、4要素と子どもたちが効果的に結び合う必要がある。例えば、“ものづくり”の要素については、子どもの興味・関心の高い分野も包含できるよう幅広く捉えること、また、“音楽”の要素については、市内で音楽活動できる場の無い中高生へ音楽室等を開放すること等、多岐に渡って検討されたい。
3	広く社会に開くとの観点から、校舎は外側から見える仕様となるよう工夫されたい。
4	不登校特例校と産業振興施設、さらには地域との連携のあり方が重要となる。多様な人々が効果的に連携し相乗効果を生み出せるよう、各々を繋げる仕組みづくりが必要である。
5	不登校の理由は多種多様であり、多様なニーズへ対応できるよう整備されたい。子どもの個性を伸ばし尊重できる学校となるよう、“不登校特例校”ではなくポジティブな名称の方が望ましい。

※項目の後についているページ番号は、【参考資料】豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画のページ番号です。

Ⅲ. 審議経過・審議会委員

◆ 審議経過

回	開催日	内容
第1回 公共施設等有効活用委員会	令和5年(2023年) 7月31日(月)	・南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の審議
第2回 公共施設等有効活用委員会	令和5年(2023年) 9月6日(水)	・南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の審議 ・答申案について

◆ 委員名簿

	選任区分	氏名
1	学識経験者	井波 洋
2		◎木多 道宏
3		佐野 こずえ
4		深澤 俊男
5		○和田 聡子
6	公募市民	青木 朋美

委員長◎・職務代理○ (区分・五十音順、敬称略)

豊中市公共施設等総合管理計画の 進捗状況について

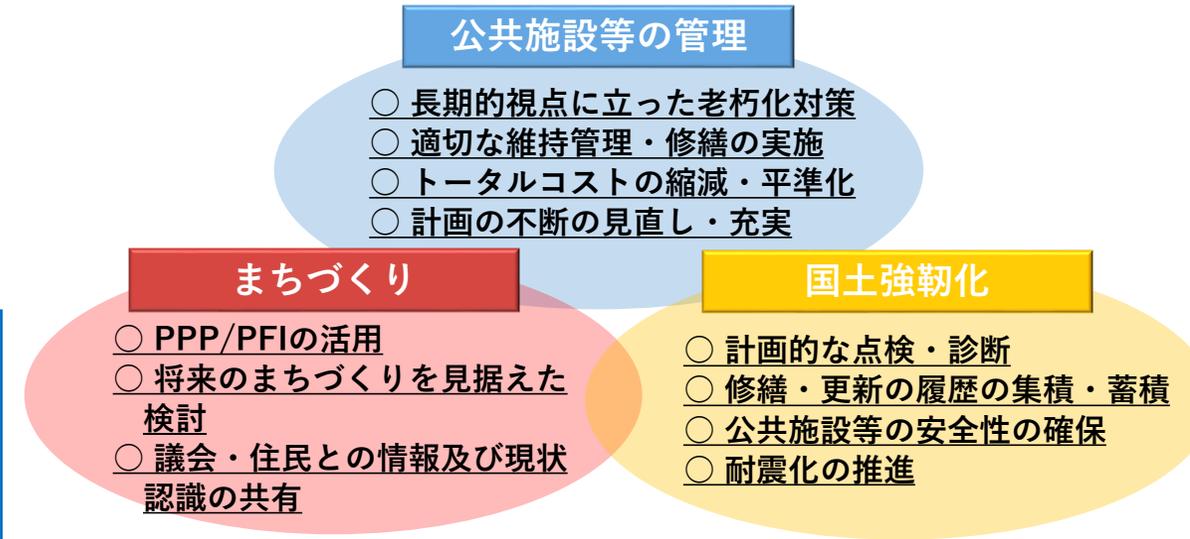
令和5年（2023年）9月
財務部 資産管理課

公共施設等総合管理計画とは

- 背景**
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は以前として厳しい状況にある
 - 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく
 - 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要



公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等総合管理計画

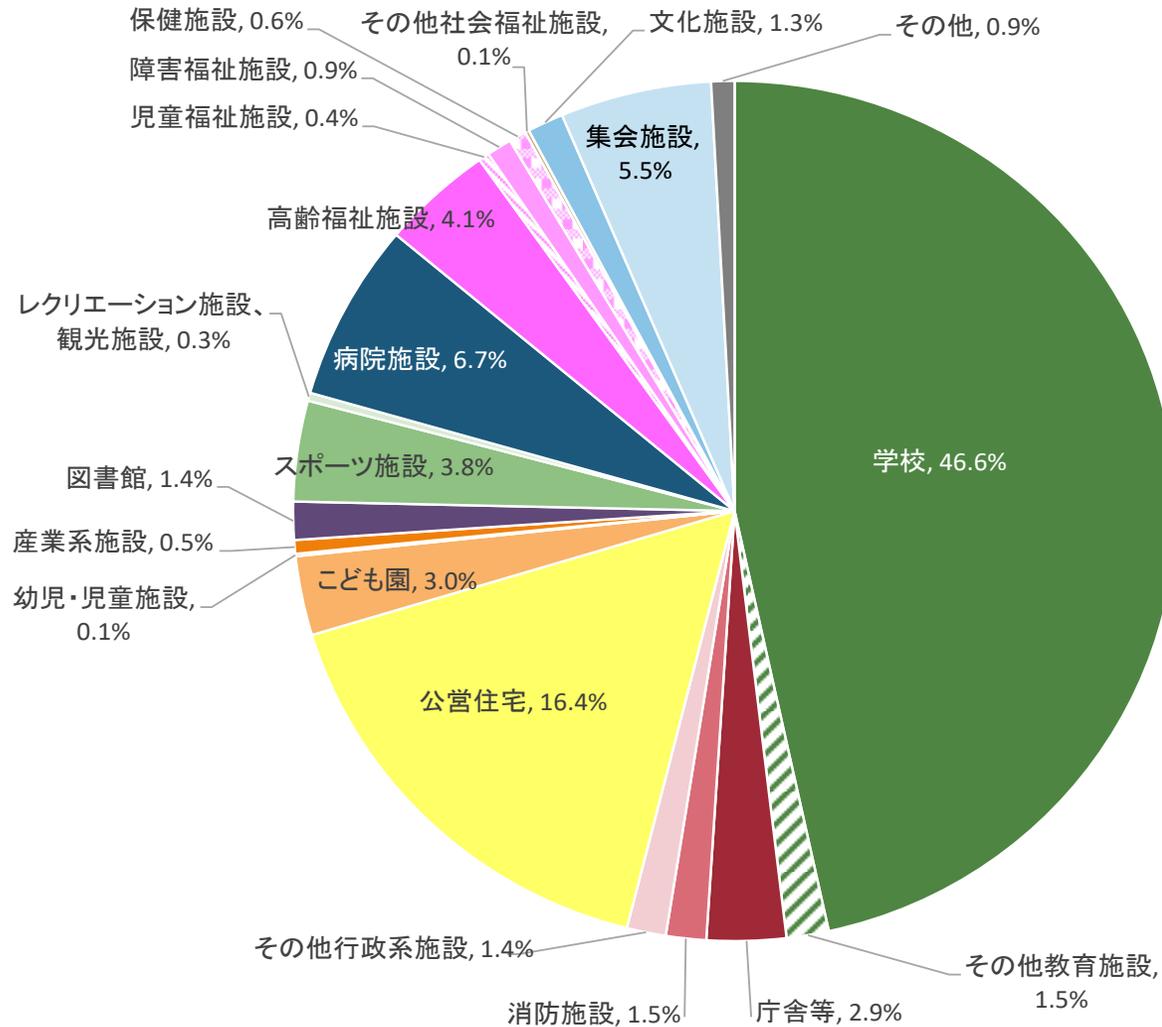
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組みの方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

公共施設の状況

【計画の対象】 豊中市が保有または賃借する公共施設等（建物施設及びインフラ施設）



【建物施設】

本市は、平成27年（2015年）3月末時点で
376ヶ所・約101万㎡の建物施設を有しています

最も大きい面積を占めるのが小・中学校、
次いで公営住宅となっています

【インフラ施設】

道路、橋りょう、上下水道、公園・緑地、水路

豊中市公共施設等総合管理計画

「図Ⅲ-1 用途分類別の延床面積割合（中分類）」より

公共施設マネジメントの基本方針

1. 施設の安全性能の維持・向上

事後保全から予防保全へ
耐震化等による災害に強いまちづくりの推進

2. 施設総量フレームの設定

建物施設について、24年間の計画期間内で総延床
面積『平成26年度比80%』内での施設再編

3. 財政負担の平準化

4. 維持管理費の削減

5. 戦略的配置、複合化・多機能化の推進

地域特性や利用圏域に配慮し、市民ニーズに応える
最適な施設配置

機能に着目した施設再編による、必要なサービスの
維持・向上と施設総量削減の両立

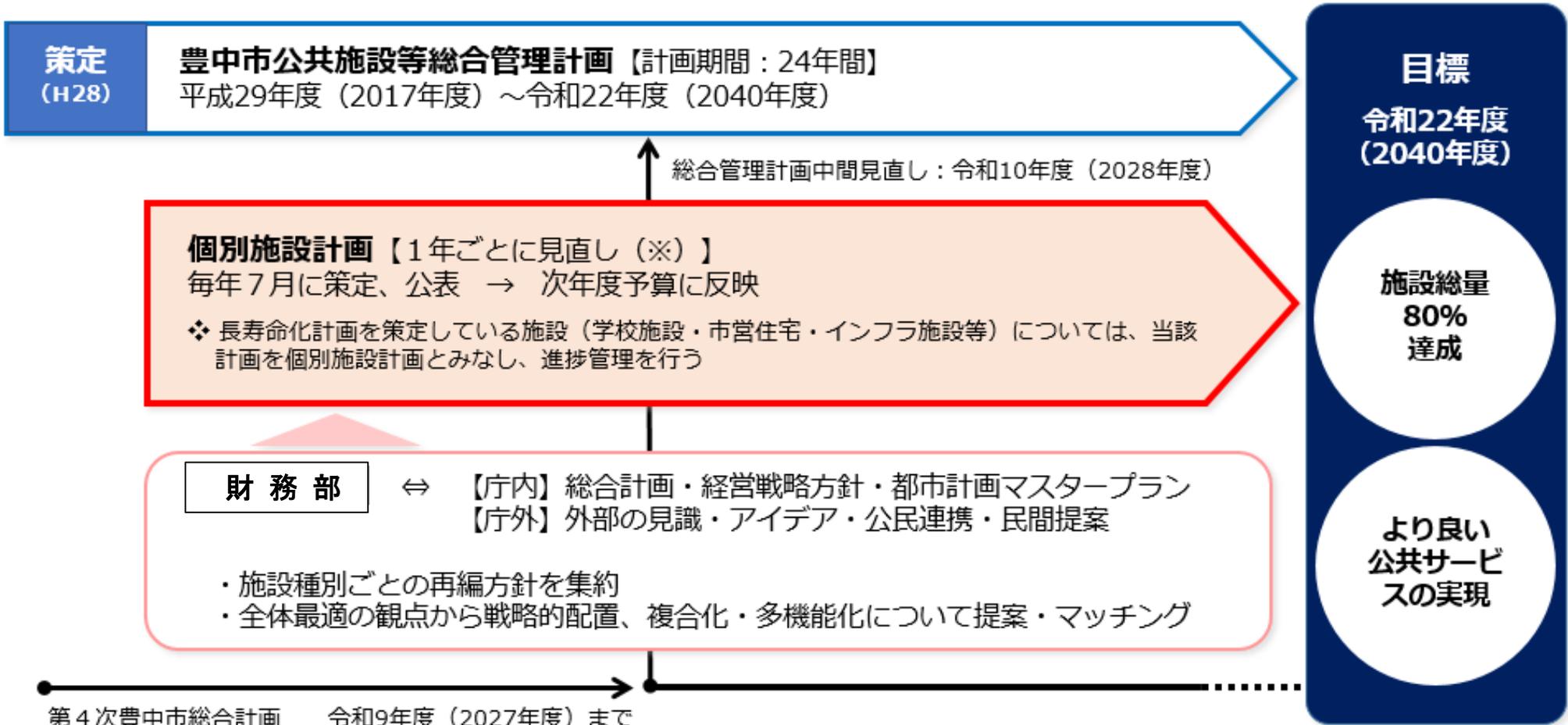
6. 施設利用の促進

7. 公民連携の促進

8. 受益者負担の適正化

本市における目標と計画の推進体制

【計画期間】平成29年度（2017年度）から令和22年度（2040年度）までの24年間



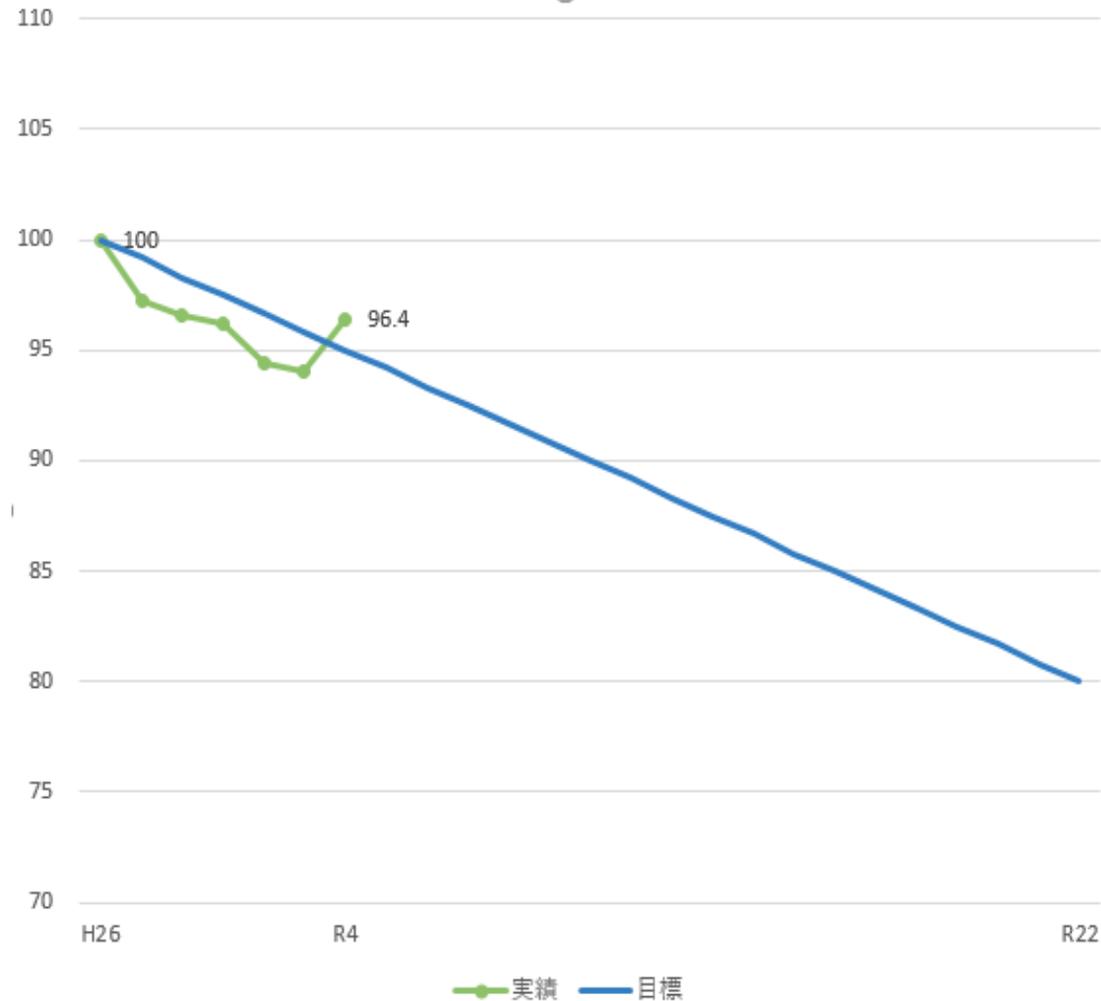
（※）ただし、長寿命化計画の見直しについては、各計画で定める見直し期間による

施設総量の推移（実績）

	H26（2014） 年度末	H30（2018） 年度末	R1（2019） 年度末	R2（2020） 年度末	R3（2021） 年度末	R4（2022） 年度末
施設総量（㎡）	1,013,316㎡	978,828㎡	977,146㎡	956,719㎡	952,025㎡	976,613㎡
削減面積（㎡）	—	34,488㎡	36,170㎡	56,597㎡	61,291㎡	36,703㎡
削減割合（％）	—	3.4％	3.6％	5.5％	6.0％	3.6％
主な面積増施設	—		・原田南学校給食センター	・桜井谷東小学校（増築）	・宝山住宅	・庄内さくら学園 ・庄内コラボセンター
主な面積減施設	—	・島田小学校（耐震改修） ・緑地公園駅西自動車駐車場	・豊中駅西自動車駐車場 ・旧南部事業所、旧北部事業所	・庄内小学校、第六中学校 ・介護老人保健施設かがやき	・螢池駅西自動車駐車場 ・岡町北住宅	・旧とよなか・起業チャレンジセンター ・母子父子福祉センター
有形固定資産 減価償却率※（％）	—	69.4％	69.5％	70.2％	70.2％	—

※有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 / 取得価額

施設総量の推移（グラフによる分析）



平成29年度(2017年度)

- ・ 庄内駅前庁舎の取得

平成30年度(2018年度)

- ・ 島田小学校の減築
耐震工事に伴い減築を行った。

令和元年度(2019年度)

- ・ 原田南学校給食センターの建築
既存の給食センターの建替えとなるが、既存の給食センターは未除却の為面積が増加した。

令和2年度(2020年度)

- ・ 桜井谷東小学校の増築
児童数の増加に伴い増築を行った。

令和3年度(2021年度)

- ・ 岡町北住宅の一部除却
岡町北住宅の1、2棟及び西谷住宅の集約建替。

令和4年度(2022年度)

- ・ 庄内さくら学園
2中3小の集約建替えのため、最終的な面積は約16,000m²の減となる見込み。
- ・ 庄内コラボセンター
庄内文化センターなどの建替と集約化、施策による純増面積は6,000m²程度。

計画策定後の取組み事例

①庄内さくら学園・庄内コラボセンターの開設

- 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画に基づく小中学校の再編
- 老朽化が進む南部地域の各公共施設を集約化し、南部地域における新たな交流拠点とする

②公民の役割分担の見直し

- 同様の機能を有する民間施設が充足している場合、公共と民間の役割分担について整理し、方針を定める
- セーフティネット機能については、公民の役割分担によるより一層の機能拡充をめざす
 - 《取組み完了案件》 老人デイサービスセンター等の民営化/ 借上げ市営住宅（17住宅）の返還/市営駐車場の民営化/ 介護老人保健施設の民営化/ たちばな園の民営化
 - 《取組み継続案件》 こども園の集約化・再整備

③包括施設管理の導入 / 令和3年10月～

- 多岐にわたる施設管理業務を1契約に集約し、各施設所管課が行う入札、見積、契約事務などの重複する業務を一本化
- 施設管理の専門家である民間事業者が統括管理し、管理品質のばらつきを解消するとともに付加価値も生み出す

④児童相談所の設置 / 令和7年設置予定

- 児童虐待件数が増加する中、子どもの権利擁護や子育てに関する問題・不安を抱える家庭に迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える体制の強化を目的として設置

計画策定後の取組み事例

⑤ 図書館再編 / 令和4年度～

<再編の概要>

- 庄内図書館及び庄内幸町図書館を庄内コラボセンター内へ移転し、新たに庄内図書館として開館。庄内幸町図書館を廃止。
- (仮称)中央図書館を中心に、地域館、分館、サービスポイントを配置。分館は各館の機能を見直し、適切な規模や配置をめざす。
- 図書館の多機能化・新機能導入を基本に、図書館を含む教育委員会所管施設における施設総量を削減。

<サービスの向上ポイント>

- (仮称)中央図書館であらゆる図書館サービスを提供し、中央館機能を補完する地域館、より地域で身近に本を楽しむことができる分館、図書館から離れた場所での予約資料の受取、返却ができるサービスポイントを設置し、「知の拠点」として人と情報をつなぎ学びを支援する。

[施設配置方針]

位置付け (施設階層)	施設数・配置	想定規模
中央館	1 施設を阪急宝塚線 豊中駅・岡町駅・曽根駅周辺に整備	5,000 m ² 程度
地域館	2 施設 (庄内・千里)	庄内 1,000 m ² 程度 (専有部のみ) 千里 2,379 m ² (共用部含む)
分館	中央館・地域館を補完 (数施設に集約)	各 500 m ² 程度
サービス ポイント	①鉄道駅等利便性の高い場所 ②他の図書館から離れた場所	各 50 m ² 程度

[スケジュール]

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	～	令和10～11年度 (2028～2029年度)	令和11年度～ (2029年度～)
(仮称)中央図書館	計画地選定	設計・工事等		設置(目安)	→
岡町図書館	→			廃止	
野畑図書館(分館)	自学自習室拡充	→			分館 →
東豊中図書館(分館)	複合施設の状況や地域性を考慮し調整				
高川図書館(分館)	新たな機能設置	→			
螢池図書館(分館)	新たな機能設置	→			
豊中サービスポイント	開設	→			
緑地公園駅周辺エリアの サービスポイント化	検討・調整				
服部図書館	→			サービスポイント又は廃止	

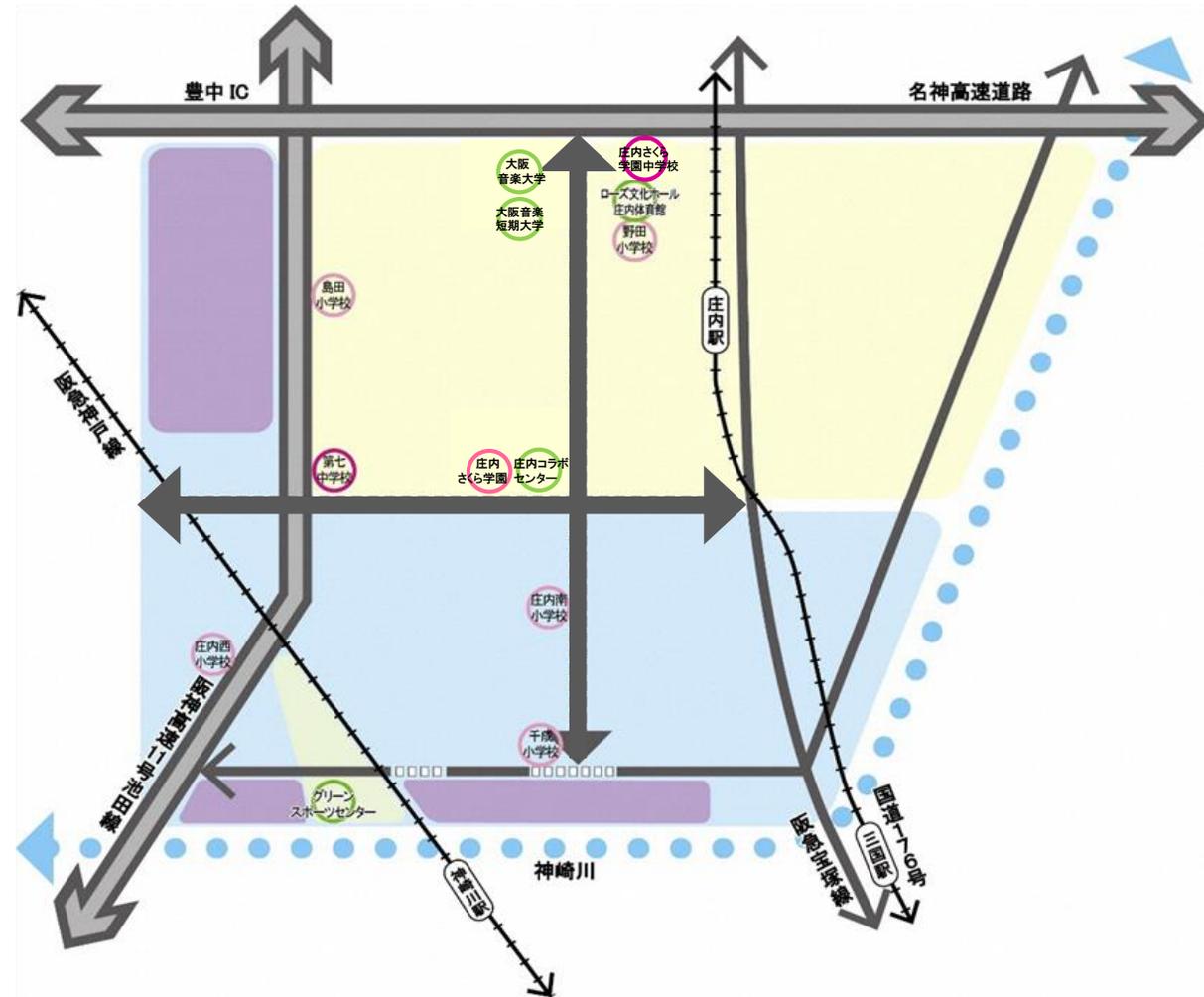
計画策定後の取組み事例

⑥庄内地域における学校跡地の利活用

- 庄内地域において廃校となった学校の跡地活用に向け、民間事業者へのサウンディングや土壌調査、地権者との協議等を順次実施
- 各跡地の利活用の方向性は「豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」において定める（今年度末改訂予定）

【対象となる学校跡地】

- 庄内さくら学園の開校に伴う跡地
 - ・ 島田小学校
 - ・ 野田小学校
 - ・ 庄内さくら学園中学校
- (仮称)南校の開校に伴う跡地
 - ・ 庄内南小学校
 - ・ 庄内西小学校
 - ・ 第七中学校



計画策定後の取組み事例

⑥庄内地域における学校跡地の利活用

庄内南小学校 敷地について

- 令和8年度（仮称）南校の開校に伴い、跡地の利活用方法の検討が必要。
- 民地と市有地が混在する敷地であることから、跡地の利活用に向け、複数の地権者との情報共有、協議・調整が必要となる。

